

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	建物に係る措置	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第32条、第44条の4、第50条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第8条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第17条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ <b>設 定</b> ・設定できない ・基準を公開できない  処分基準 1 市長が、一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合であって、消毒により難いと認めるとき 2 当該建物への立入り制限、禁止では当該感染症のまん延を防止できないとき  処分の対象 一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物の所持者若しくは管理者、又は当該建物に立ち入る者  処分内容 1 対象となる建物の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、適切と認められる方法により、期間を定めての当該建物への立入り制限又は禁止を行う 2 一類感染症等の建物の外部へのまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うとともに、緊急の必要がなくなったときに、できる限り原状回復に支障をきたさない方法により、当該建物の封鎖、その他必要な措置を行う。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞                      ・ <b>弁 明</b>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。                      するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	